

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）		旧	
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
用語	定義	用語	定義
（略）		（略）	
調製豆乳	次に掲げるものをいう。 1 大豆豆乳液に大豆油その他の <u>食用植物油</u> 及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの 2 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られたものに大豆油その他の <u>食用植物油</u> 及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの	調製豆乳	次に掲げるものをいう。 1 大豆豆乳液に大豆油その他の <u>植物油</u> 及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの 2 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られたものに大豆油その他の <u>植物油</u> 及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの
豆乳飲料	次に掲げるものをいう。 1 （略） 2 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁（果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したものを含む。以下同じ。）、野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉末等の風味原料を加えた乳状の飲料（風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあつては果実の搾汁の原材料及び <u>添加物</u> に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあつては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。）であつて大豆固形分が4%以上（果実の搾汁の原材料及び <u>添加物</u> に占める重量の割合が5%以上10%未満のものにあつては2%以上）のもの	豆乳飲料	次に掲げるものをいう。 1 （略） 2 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁（果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したものを含む。以下同じ。）、野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉末等の風味原料を加えた乳状の飲料（風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあつては果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあつては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。）であつて大豆固形分が4%以上（果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が5%以上10%未満のものにあつては2%以上）のもの
<p>（豆乳の規格）</p> <p>第3条 豆乳の規格は、次のとおりとする。</p>		<p>（豆乳の規格）</p> <p>第3条 豆乳の規格は、次のとおりとする。</p>	
区分	基準	区分	基準
（略）		（略）	
原材料	（略）	原材料	<u>食品添加物以外</u> の原材料（略）
添加物	（略）	材料	<u>食品添加物</u> （略）
（略）		（略）	

(調製豆乳の規格)

第4条 調製豆乳の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	(略)
添 加 物	(略)
(略)	

(豆乳飲料の規格)

第5条 豆乳飲料の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	(略)
添 加 物	(略)
(略)	

(調製豆乳の規格)

第4条 調製豆乳の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	食品添加物以外 の原材料 (略)
	食 品 添 加 物 (略)
(略)	

(豆乳飲料の規格)

第5条 豆乳飲料の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	食品添加物以外 の原材料 (略)
	食 品 添 加 物 (略)
(略)	